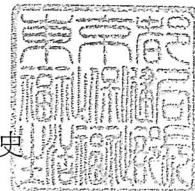




29福保生地第1229号
平成30年2月20日

一般社団法人東京建設業協会
専務理事 松村 博 様

東京都福祉保健局生活福祉部長
坂本 尚史



車いす用リフト付車両に対する配慮について（依頼）

日頃から福祉のまちづくりの推進に御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」では、「車いす使用者等駐車施設に屋根等を設ける場合は、車いす用リフト付車両を想定し、高さ230cm程度以上を確保する」ことを望ましい整備として示しています。

一方、地下等の屋内の駐車場において、天井の高さが不足しているため、車いす用リフト付車両での利用が難しいという事例も見受けられます。

つきましては、貴団体におきまして、下記内容の取組が進みますよう、特段の御高配を賜りたくお願い申し上げます。

記

1 内容

車いす用リフト付車両が、天井の高さの不足等により地下等の屋内の駐車場に駐車できない場合における、施設や店舗等を安全に利用できるための配慮

例) 屋外での駐車区画の確保

車両の乗降や出入口への移動等を安全に行うための誘導員の配置 など

2 参考資料

(1) 別紙1

車いす用リフト付車両について

(2) 別紙2

東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル 建築物編 (116~120 頁抜粋)

(担当)

東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課

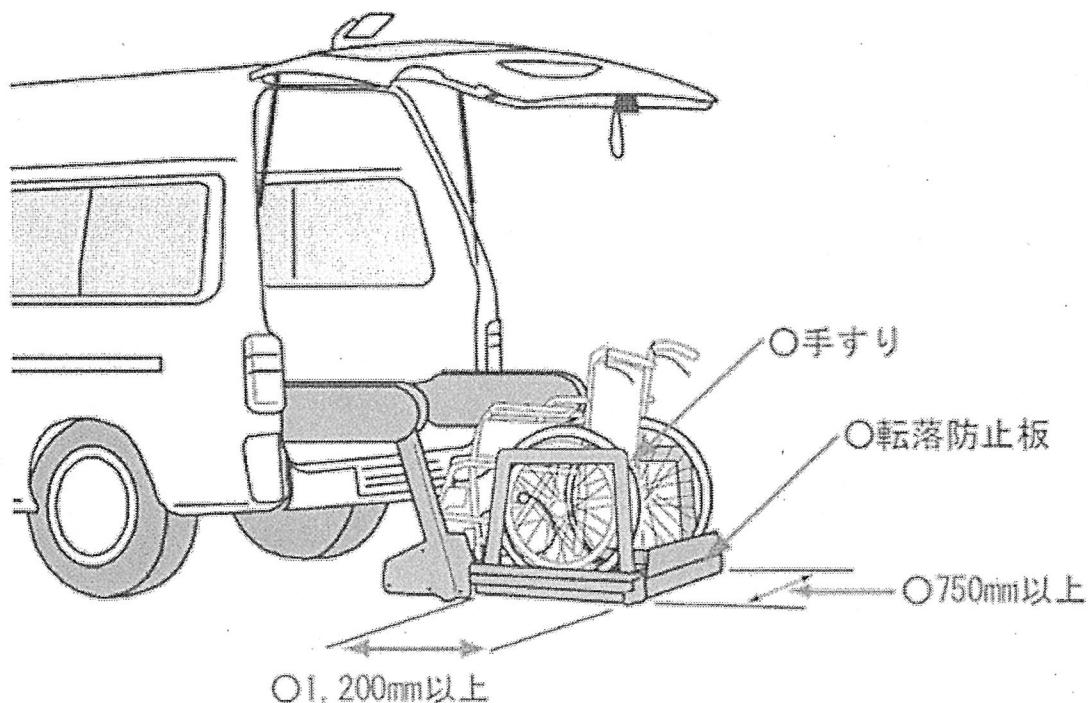
福祉のまちづくり担当 嶋岡・井澤

電話 03-5320-4047 (直通)

FAX 03-5388-1403

E-mail Kouta_Izawa@member.metro.tokyo.jp

車いす用リフト付き車両について



※車高は一般的な車両よりも高く、220～230 cm程度あります。

出典：(公財)交通エコロジー・モビリティ財団「バリアフリー整備ガイド」車両等編(平成 25 年 10 月)

13 駐車場

【基本的考え方】

すべての建築物について、車いす使用者など車の乗り降りや移動に際して配慮が必要な人のために、建物の出入口やエレベーターホール等に近い車いす使用者用駐車施設等を設置する必要がある。また、車いす使用者等、必要としている人が不適正利用などにより駐車できないケースもあるため、各施設管理者がそれに対して十分に配慮をする必要がある。

■整備基準（規則で定めた基準）

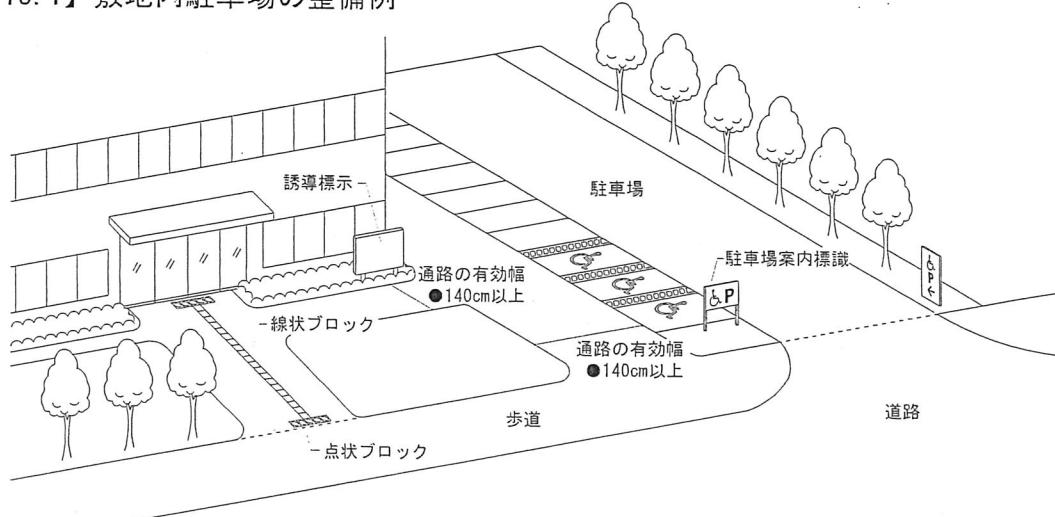
整備基準（遵守基準）	整備基準（努力基準）
[1] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち1以上に、車いす使用者用駐車施設を1以上設けなければならない。	[1] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合は当該駐車台数に1/50を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じて得た数(1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)に2を加えた数以上の、車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。
[2] 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。 (1) 幅は、350cm以上とすること。 (2) 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 [3] 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路についての誘導表示を設けなければならない。	[2] 同左 (1) 同左 (2) 当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等(当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。[3]において同じ。)までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。 [3] 不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、当該車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路についての誘導表示を設けなければならない。

■整備基準の解説

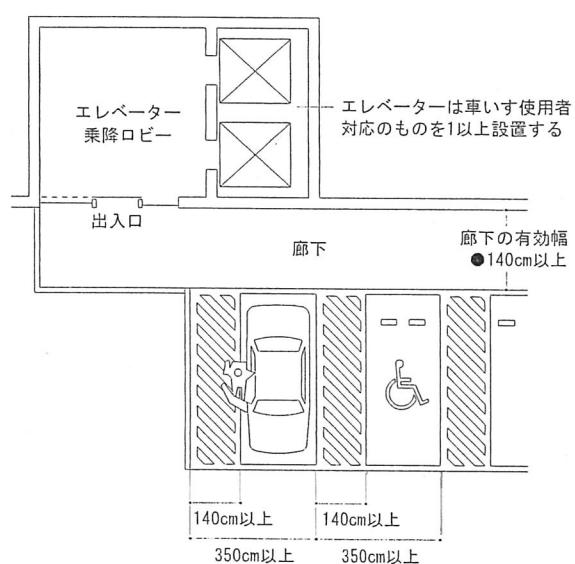
(1)設置数	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設を1以上設置する。 ○車いす使用者用駐車施設の数は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 全駐車台数200以下の場合：全駐車台数×1/50以上 全駐車台数200を超える場合：全駐車台数×1/100+2以上 	→【図13.1】参照
(2)構造 (有効幅)	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設は、自動車のドアを全開した状態で車いすから自動車へ容易に乗降できる幅を確保する。整備基準で規定している幅は、普通車用駐車スペースに、車いす使用者が転回でき、介助者が横に付き添えるスペース(幅140cm以上)を見込んだものである。 	→【図13.2】参照
(経路)	<ul style="list-style-type: none"> ●車いす使用者用駐車施設から各利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等とする。 ●建築物の出入口にできるだけ近い位置(屋内駐車場ではエレベーターホール入口附近など)に、障害者が利用できる車寄せと駐車スペースを設けることが必要である。 	→【図13.3】 【図13.4】参照
(3)誘導表示	<ul style="list-style-type: none"> ●誘導表示は、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの誘導ができるものとし、車いす使用者にも見やすい位置・高さに設ける。 	→【図13.5】参照

《参考図》

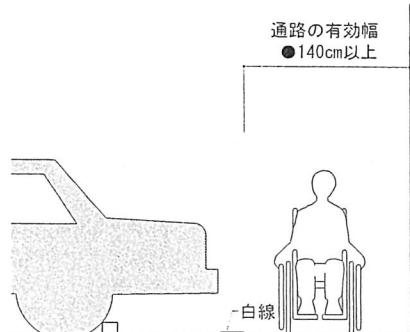
【図13.1】敷地内駐車場の整備例



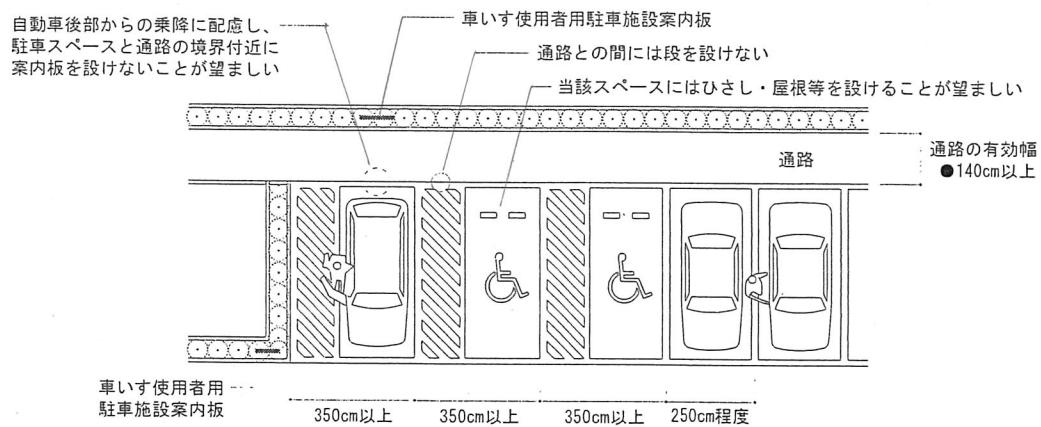
【図13.2】屋内駐車場の整備例



【図13.3】駐車スペース後に
通路を設ける場合



【図13.4】駐車場の整備例



	<p>●大きめの文字や図を用いるなど、わかりやすいデザインのものとし、背景との色の明度、色相及び彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとする。</p> <p>●一般用駐車スペースと区別するため、車いす使用者駐車施設の駐車スペース床面に「国際シンボルマーク」を、乗降スペース床面に斜線をそれぞれ塗装表示し、付近に標識を設けることとし、これらは運転席からも判別できる大きさとする。 (車いす使用者用駐車施設付近に設置する標識は、車いす使用者の通行や後部側ドアからの乗降に配慮して、利用者の支障とならない位置に設置する。)</p> <p>●車いす使用者用駐車施設に、一般的な自動車が駐車するのを避けるため、その旨の表示をする。</p> <p>●駐車場の進入口には、車いす使用者用駐車施設が設置されていることが分かるよう標識を設けることとし、駐車場の入口から車いす使用者用駐車施設に至るまでの誘導用の標識を設ける。</p>	<p>→「⑩標識」参照</p>
その他の 注意事項	<p>●床面又は地面は、車いすでの移乗に配慮し、できる限り水平にする。</p> <p>●車いす使用者用駐車施設から利用居室等までの経路は、移動等円滑化経路等となる。</p> <p>●車いす使用者用駐車施設は平置きを原則とする。やむを得ず、機械式駐車施設とする場合においても、幅350cm以上確保しなければならない。</p>	<p>→1/100程度の水 こう配は許容</p> <p>→P119コラム参照</p>

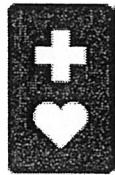
■望ましい整備

スペース	<p>◎車体スペースの両側に140cm以上の乗降用スペースを設ける。</p> <p>◎複数台分のスペースを設ける場合は、2台以上のスペースを並べて設ける。</p> <p>◎バンタイプの車いす使用者対応車両では、後部側ドアの開閉が通常であり、幅員とともに奥行きについても配慮する。</p> <p>◎車体後部からスロープ又はリフトの出る福祉車両等に配慮し、奥行き8m以上のスペースを確保する。ただし、奥行き8m以上を確保することが困難な場合には、停車用スペースを別に確保する。</p>	
設備	<p>◎雨天時の車いす使用者等の乗降を考慮して、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用駐車施設から駐車場へ通ずる出入口への通路、停車用スペースに、屋根又はひさしを設ける。</p> <p>◎車いす使用者等駐車施設等に屋根等を設ける場合は、車いす用リフト付車両を想定し、高さ230cm程度以上を確保する。</p> <p>◎見通しの悪いカーブなどの箇所には、ミラーを設ける。</p>	
表示	<p>◎「国際シンボルマーク」の塗装表示だけでは、駐車した際に隠れてしまうことから、車いす使用者等に分かりやすくし、また不適正利用がなされないよう、床面全体を青色などの目立つ色で塗装をする。</p> <p>◎車いす使用者の他、外見からわからない人も含めて車の乗り降りや移動の際に配慮が必要な方を対象とすることを明示するため、車いす使用者用駐車施設付近の分かりやすい場所に、「国際シンボルマーク」とあわせて「ヘルプマーク」などを記載した標識を設置する。</p> <p>◎車いす使用者駐車施設とは別に、通常の区画を活用し、車いす使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な人が利用できる区画を増やすため、「思いやり駐車区画」を整備し、利用対象者を明示した標識を設置する。</p>	<p>→【図13.6】参照</p> <p>→【図13.6】参照</p>

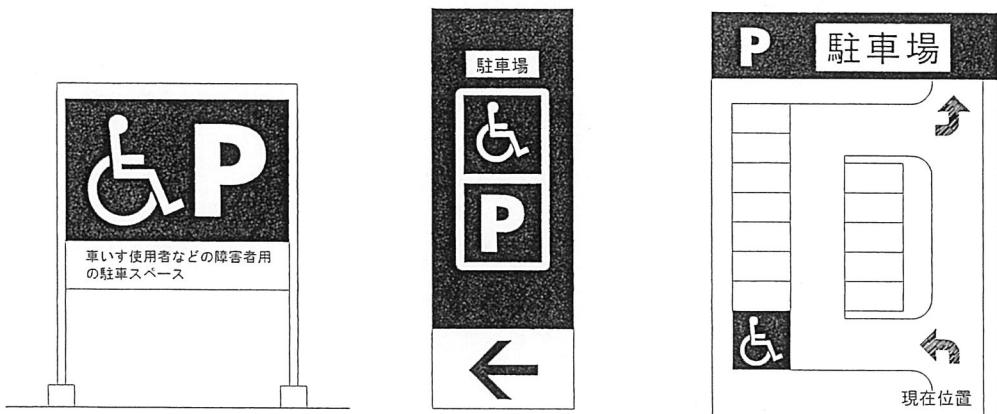
《参考図》

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、都が作成したマーク。都営地下鉄の各駅等で配布。



【図13.5】立札による表示例



《コラム》

■ 機械式駐車場

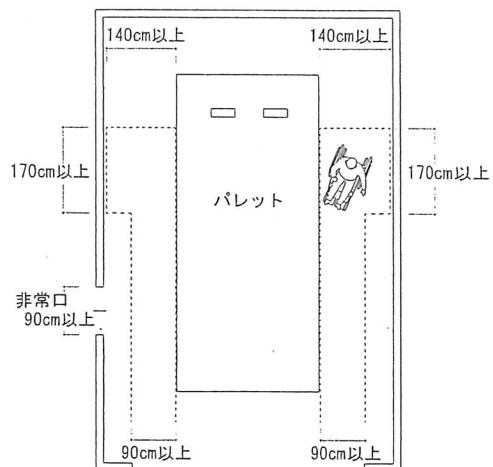
車いす使用者用駐車施設は平置きを原則とする。ただし、敷地の状況等によりやむを得ず機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を設ける場合には、整備基準に適合するものとし、高齢者、障害者等が車の乗降に支障なく、円滑に利用できるものとする。そのため、車いす使用者が管理人等の介助がなくても自力で乗降できるものとし、人的介助のみを前提とした通常の機械式駐車場は該当しない。また、当該車いす使用者用駐車施設から利用居室までの経路は移動等円滑化経路等、当該車いす使用者用駐車施設から各住戸までの経路は特定経路等となるため、経路上に段差を設けてはならない。

さらに、機械式駐車場技術基準のバリアフリー対応駐車装置の基準を参考とする。

【参考】機械式駐車場技術基準（一部抜粋）

- 人の通路は、幅0.9m以上、高さ1.8m以上、段差及びすきまは0.02m以下とすること。
- 非常口へ通ずる通路も上記に準ずることとし、非常口は、0.9m以上、高さ1.8m以上で、内側から容易に開けられるようにすること。
- 自動車への乗降部分は車いすの転回を考慮して、車いすの進行方向に対して幅1.4m以上、奥行き1.7m以上の空間を確保すること。
- バリアフリー対応駐車装置の操作盤の少なくとも1面は、車いすに乗ったまま操作ができるよう床面から1m程度の高さに設けること。
- 一部の収容台数に対してバリアフリー対応駐車装置を適用する場合は、該当する搬器とそれ以外を識別できるように色分け、マーキング等の処置を施すこと。

機械式駐車場に車いす使用者用駐車施設を設けた例



（出典：機械式駐車場技術基準・同解説 2008年版 公益社団法人 立体駐車場工業会）

《 参 考 図 》

【図13.6】駐車施設に設置する看板の記載例

	車いす使用者駐車施設 のみの場合	思いやり駐車区画を整備できる場合	
		車いす使用者 駐車施設	思いやり駐車区画
マーク	 		 + <必要に応じて>   
説明文	この場所は、 <u>身体の不自由な方</u> 、 <u>身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、車いす使用者など <u>身体の不自由な方</u> が利用する車両専用です。一般の方は駐車をご遠慮ください。	この場所は、 <u>身体の不自由な方</u> 、 <u>身体内部に障害のある方</u> など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が利用する車両が優先です。

思いやり駐車区画

- 対象者
車いす使用者ほど広いスペースを必要としない歩行に配慮が必要な内部障害者や聴覚・視覚障害者、その他の障害者、難病患者、高齢者、けがをした方、妊娠婦など。
- 設置場所
可能な限り出入口に近い場所（車いす使用者用駐車施設に隣接した位置など）。
- 設置台数
各事業者の実情に応じて定める。
- 広さ
通常の駐車区画と同等（2.5m程度）。可能であれば3m程度とやや広めにする。
- 案内表示の設置
利用対象者の説明や、対象者を示すマークを看板に表示する。
- 区画の塗装
①「思いやり駐車区画」の文字を塗装する。②車いす使用者用駐車施設とは別の色（緑色など）で床面全体を塗装し目立たせる。③対象者を表すシンボルマークを塗装する（障害者のための国際シンボルマークは表示しない）。

【区画の整備例】

